

とちぎメディカルセンター第2病院（仮称）整備工事建設事業請負業者選定事後審査型一般競争入札に係る手続き開始の公告

次のとおり参加表明書の提出を招請します。

一般財団法人 とちぎメディカルセンター
代表理事 石井 重利

1. 公告日

平成26年 8月 1日（金）

2. 工事概要

（1）工事名

とちぎメディカルセンター第2病院（仮称）整備工事 第1期

（2）業務内容

建設工事業務

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事一括発注

（3）工事内容

・増築工事

病院棟増築：鉄骨造3階、約3,600㎡

透析棟増築(連絡通路含)：鉄筋コンクリート造平屋、約95㎡

保育更衣棟増築(プレハブ)：鉄骨造2階、約240㎡

・改修工事

既存病院の一部改修

設備改修(告示566対応含)、外構改修、プレハブ倉庫撤去

（4）工期

着工から11ヶ月程度

（5）発注方式

事後審査型一般競争入札

3. 参加表明書の提出方法

ア 申込方法：参加表明書(様式1)に必要事項を記入後、1部を提出すること。

イ 提出期日：平成26年8月1日（金）～平成26年8月6日（水）

ウ 提出場所：下記7と同様。

エ 提出方法：参加表明書の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

※ 設計図書は参加表明書提出時に配布する。

4. 入札参加資格

次に掲げる要件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）または単独企業であること。

I. 単独企業としての要件

- ① 競争入札に参加することができない者。
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
 - イ 経営状態が著しく不健全であると認められた者。
 - ウ 平成26年1月31日及び平成26年5月16日公告において参加表明書を提出し、その後入札を辞退した者。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けてから、営業年数が継続して5年以上であること。
- ③ 参加表明書提出から工事請負契約締結日までの間、全国の入札参加資格停止期間中でないもの。
- ④ この工事に対応する建設業法の許可業種にかかる資格を有する監理技術者及び現場代理人（参加表明書提出の日以前3ヶ月以上の雇用関係にある者）を本工事に専任で配置できること。また、監理技術者及び現場代理人は、医療施設の建築に携わった経験の有る者を配置できること。
なお、現場代理人は、監理技術者を兼ねることができる。
- ⑤ この公告に係る工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面に置いて次に掲げる事項に該当しない者であること。なお、「この公告に係る工事の設計業務等の受託者」とは、株式会社 伊藤喜三郎建築研究所である。
 - ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資総額の100分の50を超える出資をしている者
 - イ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- ⑥ 平成15年4月1日以降に完成し、引き渡し済である日本国内での建築工事で、設計もしくは、施工において100床以上の病院が10年以内に1件以上あること
- ⑦ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
 - ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格取得後5年以上の実務経験を有する者。
 - イ 平成15年4月1日以降に、上記⑥の工事において現場代理人、主任技術者又は監理技術者として施工した経験を有する者。
 - ウ 監理技術者にあたっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
 - エ 本件入札公告の時までに3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者。
- ⑧ 経営事項審査結果通知書（審査基準日が直近のもの）における建築一式工事の総合評定値が1, 200点以上である者。

Ⅱ．共同企業体としての要件

(1) 共同企業体としての結成要件

- ① 自主的に結成された共同企業体であること。
- ② 共同企業体の構成員は最大３者とすること。
- ③ 共同企業体の経営の形態は、共同施工方式とすること。

(2) 共同企業体の各構成員の共通資格要件

- ① 競争入札に参加することができない者。
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
 - イ 経営状態が著しく不健全であると認められたもの。
 - ウ 平成２６年１月３１日及び平成２６年５月１６日公告において参加表明書を提出し、その後入札を辞退した者。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けてから、営業年数が継続して５年以上であること。
- ③ 参加表明書提出から工事請負契約締結日までの間、全国の入札参加資格停止期間中でないもの。
- ④ この工事に対応する建設業法の許可業種にかかる資格を有する監理技術者及び現場代理人（参加表明書提出の日以前３ヶ月以上の雇用関係にある者）を本工事に専任で配置できること。また、監理技術者及び現場代理人は、医療施設の建築に携わった経験の有る者を配置できること。
 - なお、現場代理人は、監理技術者を兼ねることができる。
- ⑤ この公告に係る工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面に置いて次に掲げる事項に該当しない者であること。なお、「この公告に係る工事の設計業務等の受託者」とは、株式会社 伊藤喜三郎建築研究所である。
 - ア 当該受託者の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - イ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(3) 共同企業体の代表構成員の資格要件

- ① 構成員のうちで出資比率が最大であること。
- ② 平成 15 年 4 月 1 日以降に完成し、引き渡し済である日本国内での建築工事で、設計もしくは、施工において 100 床以上の病院が 10 年以内に 1 件以上あること
- ③ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
 - ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格取得後 5 年以上の実務経験を有する者。
 - イ 平成 15 年 4 月 1 日以降に、上記②の工事において現場代理人、主任技術者又は監理技術者として施工した経験を有する者。
 - ウ 監理技術者にあたっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

エ 本件入札公告の時までに3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者。

- ④ 経営事項審査結果通知書（審査基準日が直近のもの）における建築一式工事の総合
評定値が1,200点以上であること。

（4） 共同企業体の第2代表構成員の資格要件

- ① 出資比率が20%以上であること。
② 栃木県内に本社（本店）を有すること。

（5） 共同企業体の第3代表構成員の資格要件

- ① 出資比率が20%以上であること。
② 栃木市内に本社（本店）を有すること。

Ⅲ. 単独企業と共同企業体共に求める事項

本施工事業は、適正なコスト・高品質のバランスの病院を建設しつつ、地元産業の発展にも貢献することが大きな目的であることから、工事発注等における3割程度の地元貢献を遵守すること。（受託企業自体が地元の場合には、100%とみなす）

5. 提出書類について

本公告に従い、入札書（様式3）とともに下記書類を作成し提出すること。

（1） 積算内訳書

6. 設計図書等に対する質問及び回答

- （1） 本公告及び設計図書に対する質問がある場合は、次に従い、質問書（様式2）により、
電子メールで提出すること。

ア 受付期日：平成26年 8月 12日（火）17時まで

イ 提出場所：下記7に同じ

ウ 提出方法：質問書（様式2）を電子メールに添付し提出すること。

- （2） 上記の質問に対しては、下記により回答する。

ア 回答期日：平成26年 8月 20日（水）まで

イ 回答方法：電子メールにより電子データを送付。

7. 問い合わせ先

とちぎメディカルセンター法人本部施設整備室

住所：栃木県栃木市祝町4番25号

連絡先：電話 0282-20-1281

FAX 0282-25-1137

メールアドレス honbu@tochigi-medicalcenter.or.jp

8. 入札書、積算内訳書の提出並びに入札書の開札の日時、提出場所等

- （1） 入札日時：平成26年8月 22日（金）14時から

(2) 入札場所：上記 7 に同じ

(3) その他：

ア 入札場所への入場は 1 業者につき 2 名以内とする。

イ 設計図書等 (CD-ROM) については、入札の当日までに複写分も全て返却すること。

・入札場所又は上記 7 の場所に持参すること。

・持参しない場合は上記 7 の場所あて送付すること。

ウ 入札書及び積算内訳書の提出の日時、場所において入札書を開札する。

9. 入札方法等

(1) 入札参加者は入札書 (様式 3) をもって入札することとし、入札書、積算内訳書 (様式 4) を持参すること。郵送又は F A X による入札は認めない。

(2) 代理人が出席して入札する場合は、代表者からの委任状 (様式 5) を入札時に提出すること。

(3) 入札に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって入札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であることを問わず、見積もった契約金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の予定価格を設定する。

(5) 第 1 回目の入札が不調となった場合、ただちに再度入札に移行する。

(6) 入札執行回数は、3 回を限度とする。3 回目の入札が不調となった場合、3 回目の最低入札者と発注者にて協議を行う。

10. 積算内訳書の提出

本件競争入札は、すべての入札参加者に対して第 1 回目の入札に際し、第 1 回目の入札書に記載される入札価格に対応した積算内訳書の提出を求める。なお、積算内訳書の提出に当たっては、次の点に留意すること。ただし、第 1 回目の入札が不調となったことにより第 2 回目、第 3 回目を実施する場合、第 2 回目、第 3 回目の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書は不要であること。

(1) 積算内訳書は、書面により提出すること。

(2) 積算内訳書は様式に従い作成し、金額を明らかにすること。

(3) 提出書面には、作成年月日、工事名、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。

(4) 積算内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 積算内訳書の記載事項について契約者 (担当部局、設計業務等の受託者等含) は説明を求めることがある。入札参加者は、説明を求められた場合、その要求を尊重し、対応し

なければならないこと。

1 1. 入札保証金及び契約履行保証

(1) 入札保証金 免除とする。

(2) 契約履行保証

契約者は、請負代金額の100分の10以上の債務保証、公共工事履行保証による保証、又は履行保証保険契約の締結による保証を行うこと。

1 2. 開札

入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

1 3. 入札の無効

本件入札の公告の日から、落札者の決定の時までの間に、照会窓口以外のとちぎメディカルセンターの役職員に対し、本件に関する接触を求めた者のした入札、本公告において示した競争入札参加資格のない者のした入札、本公告において示した条件等、入札に関する条件に違反をした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

1 4. 入札の延期等

次のいずれかに該当する場合、入札の延期・中止・取り消しをすることがある。

(1) 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。

(2) 入札が適正に行われない恐れ又は、行われなかった恐れがあるとき。

(3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

1 5. 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格を下まわらない有効な入札を行った者で事後審査に合格した者を優先し、業務内容及び本請負業務の契約条件を協議し、合意できた段階で契約の相手とさせていただきます。

なお、入札が不調となった場合3回目の最低入札者と業務内容及び本請負業務の契約条件を協議し事後審査に合格の上、合意できた段階で契約の相手とさせていただきます。

1 6. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、落札者は、資格審査の資料に記載した配置予定の技術者を本工事の現場に配置すること。配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは差し替えは認められない。

17. 支払条件

- (1) 前払い : 請負代金の2割を支払う。
- (2) 中間払い : 工事の年度末出来高に応じて支払う。
- (3) 精算払い : 竣工引渡し後、3か月以内に精算を行い、差額を支払う。

18. 契約書

工事請負契約約款「民間（旧四会）連合協定の工事請負契約約款」を使用し作成するものとする。

19. その他

- (1) 本件競争入札参加資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約が履行されないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。
- (2) 入札書、積算内訳書の提出後、契約に至るまでの期間に資料内容の確認を行うためヒアリングを行うことがある。
- (3) 入札参加者への各種通知先は、参加表明書に記載の「担当者連絡先」とする。
- (4) 本公告及び設計図書等を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。